

(介護予防) 特定施設入居者生活介護利用契約書

入居者 (以下「甲」という。)と 社会福祉法人隆山會 (以下「乙」という。)は、介護保険法その他の法令 (以下「介護保険法令等」という。)に定める (介護予防) 特定施設入所者生活介護にあたり、以下の通り契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 乙は、介護保険法令等の趣旨を理解し、甲の有する能力に応じ、高齢者の方が元気に安心して生活を送ることができるように支援することを目的として、(介護予防) 特定施設入所者生活介護のサービスを提供するものとし、甲は、その対価を支払うものとします。

(事業所)

第2条 当施設は、介護保険法令等に基づき、東京都知事の指定を受けた指定 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (外部サービス利用型) 事業所であり、当施設の概要は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

事業所の名称・所在地：高齢者専用賃貸住宅 豊かな里

東京都日野市豊田1丁目22番地の2

指定 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (外部サービス利用型)

事業所番号 東京都 1373501657

(要支援・要介護認定利用者の契約期間と更新)

第3条 要支援・要介護認定を受けている甲の契約期間は、市区町村が定める要支援・要介護認定において要支援・要介護認定されている期間とします。

- 2 前項の要支援・要介護と認定されている期間が市区町村によって更新された場合には、契約期間は、自動的に更新されるものとします。

(サービス計画の作成・変更)

第4条 乙は、計画作成担当者に、甲のためのサービス計画を作成する業務を担当させ、誠意をもって職務を遂行するように責任を持って指導・監督します。

- 2 計画作成担当者は、本契約締結後、速やかにサービス計画の作成に着手します。
- 3 計画作成担当者は、甲が自立した生活を送ることが出来るよう、甲、甲の家族及び他の従業者との協議の上、サービスの目標、その達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点を盛り込んだサービス計画原案を作成します。
- 4 計画作成担当者は、サービス計画作成後においても、甲、甲の家族及び他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の達成状況の確認やサービス計画の見直しを行い、必要に応じてサービスの計画を変更します。
- 5 甲は、計画作成担当者に対し、いつでもサービス計画の内容を変更するように

申し出ることが出来ます。この場合、計画作成担当者は、明らかに変更の必要がないとき及び乙の不利益となる場合を除き、甲の希望に添うようにサービスの変更を行います。

- 6 計画作成担当者は、サービス計画を作成、または同計画を変更した場合は、甲（甲の代行者を含む）に対し、サービス計画または変更されたサービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

（介護保険対象サービスの内容および提供）

第5条 乙は、前条により作成されるサービス計画に基づき各種サービスを提供します。各種サービスの内容は「重要事項説明書」のとおりです。

- 2 乙は、甲の被保険者証に認定審査委員会の意見が記載されている場合には、この意見に配慮して各種サービスの提供を行うよう努めます。
- 3 この契約において、介護保険対象サービスとは、介護保険法令等や要介護度に基づいて介護保険の対象になるサービスとして、乙が利用者に対して提供する生活相談、安否確認、緊急時対応・健康医療相談・食事等の介護とその他の世話及び機能訓練をいいます。
- 4 甲は、介護保険給付対象外サービスとして、次の各号のサービスを受けることが出来ます。
 - ① 食事提供サービス
 - ② 諸代行
 - ③ 不在時のサービス
 - ④ 理美容
 - ⑤ その他
- 5 乙は、本条の各種サービスの提供にあたり、甲（甲の代行者を含む）に各種サービスの提供方法について説明を行います。
- 6 乙は、甲が乙の提供する当該サービスに代えて、乙以外の者が提供するサービスを利用することを妨げないものとします。
- 7 乙は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その利用状況等を把握するようにします。

（計画作成までのサービス）

第6条 乙は甲に対し、本契約締結後第5条の計画が作成されるまでの間、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように適切な各種サービスを提供します。

- (1) 基本サービス（生活相談、安否確認、緊急時対応、健康相談、フロントサービス）
- (2) 選択サービス（第5条第4項）

（介護の場所）

第7条 乙は、甲に対しこの契約に基づくサービスを、住宅内における利用者の住戸、

談話室兼食堂、その他の適切な場所で提供します。

(サービス利用料金)

第 8 条 甲は、乙に対して、介護保険法令等及びこの契約に基づいて提供するサービスの利用料として、乙が定める利用料の額を、「要支援・要介護認定等に伴う確認書（サービス提供票）」及び「ケアプラン」に基づき支払うものとします。

2 乙は、甲に対して提供されたサービスの内容に基づき、甲が支払うべき利用料金の内訳やサービス区分等を記載した請求書を送付します。

3 乙は、翌月 10 日までに請求後、甲はその金額を毎月 25 日までに銀行振込で支払うものとします。ただし、乙が高齢者専用賃貸住宅豊かな里が指定する銀行に預金口座を設け、乙から申出があった場合、乙は口座振替によって支払うものとします。

(利用料金の変更)

第 9 条 乙は、介護保険法令等の変更により介護保険対象サービスの費用として支払う利用料金の変更があった場合には、甲及び身元引受人に速やかに連絡します。

2 乙は、保険給付対象外サービスの費用として支払う利用料金について、消費者物価指数・雇用情勢・その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合は、利用料金を改定します。

(サービスの記録)

第 10 条 乙は、甲に対する介護サービスの提供に際し作成した記録を、完了日から 2 年間保存します。

2 甲または甲の家族は、いつでも前項の記録を閲覧することができます。

(証明書の交付)

第 11 条 乙は、この契約に基づくサービス利用料金の支払を受けたときは、甲の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。

(契約の終了)

第 12 条 この契約は、次の各号に該当するときは終了します。

- (1) 甲が死亡したとき
- (2) 入居契約が終了したとき
- (3) 乙が介護保険法令等に基づく（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定の取り消しを受けたとき又は指定を辞退したとき
- (4) 甲が、他の事業者の提供する介護サービスの利用を選択したとき
- (5) 第 13 条及び第 14 条に基づきこの契約が解約又は解除されたとき
- (6) 要支援・要介護認定が自立になったとき

(契約解除)

第13条 乙は、甲の行動が他の利用者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、通常の方法ではこれを防止することができず、この契約を将来にわたり継続することが社会通念上困難であると考えられる場合には、次の手続きを実施して、この契約を解除できるものとします。

- (1) 一定の観察期間を設けること
 - (2) 医師の意見を聴くこと
 - (3) 甲本人の意思を確認すること及び連帯保証人の意見を聴くこと
 - (4) 契約解除の通告に90日の予告期間をおくこと
- 2 乙は、甲が次に掲げる義務に違反した場合において、乙が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができるものとします。
- (1) 甲が第8条に定める利用料金の支払を2ヶ月以上怠った時
 - (2) 甲またはその家族等がこの契約を継続し難い程の背信行為を行った時

(甲の中途解約)

第14条 甲は、次の事由に該当した場合は、この契約を解約することができます。この場合は、甲又は連帯保証人は、書面より通知するものとします。

- (1) 乙が正当な理由もなくサービスを提供しない時
- (2) 乙が守秘義務に違反した時
- (3) 乙が甲やその家族等に対し社会通念を逸脱する行為を行った時

(契約終了時の精算)

第15条 乙は、この契約が終了した場合において、甲がすでに受けたサービスの利用料金を契約終了日から1ヶ月以内に精算するものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービスの利用料金の支払額は、利用月の利用日数に基づいた計算金額とします。

(守秘義務)

第16条 乙は、介護保険法令等の定めるところに従い、正当な理由なしに、この契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た甲及びその家族等に関する情報を漏らしません。この契約が終了した後も同様とします。

- 2 乙は、甲及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等に個人情報を用いません。

(身体拘束の禁止)

第17条 乙は、甲の生命又は身体を守るために、緊急等のやむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。やむを得ず身体拘束その他の行動制限を行う場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」について事業所内で検討し、その結果やむを得ない対応であることの理由、身体拘束その他行動制限をする期間などをご家族に

説明し、同意書に署名・捺印いただきます。

(連帯保証人)

第 18 条 連帯保証人（以下「丙」という。）は、甲と連帯して、本契約から生じる甲の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。

2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。

3 丙が負担する債務の元本は、甲又は丙が死亡したときに、確定するものとします。

4 丙の請求があったときは、乙は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、甲の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

(苦情処理)

第 19 条 乙は、この契約に基づくサービスに関する甲からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設けます。

2 乙は、前項による苦情申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切な対応に努め、甲にこれを理由とした差別待遇は行いません。

(損害賠償)

第 20 条 乙は、この契約に基づくサービスを提供するにあたり、乙の責に帰すべき事由により甲の生命・身体・財産に損害が生じた場合には、損害を賠償します。

(協 議)

第 21 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、介護保険法令等を尊重し、誠意を持って協議し、解決するものとします。

(合意管轄裁判所)

第 22 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を起提する必要がある時は、本物件の所在地を管轄する地方裁判所を第一管轄裁判所とします。

(契約の定めのない事項)

第 23 条 この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令等の定めるところを尊重し、甲及び甲の身元引受人、乙が誠意をもって協議し、解決を図ります。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、各自が記名押印し、それぞれ 1 通を保管するものとします。

令和 年 月 日

入居者（甲） 住所 _____

氏名 _____ 印

連帯保証人（丙）

住所 _____

氏名 _____ 印

極度額 介護保険自己負担額の 12 ヶ月相当

事業者（乙） 住所 日野市豊田 1 丁目 22 番地の 2

氏名 社会福祉法人 隆山會

理事長 清水 隆 印

別表

基本サービス

- (1) 生活相談・安否確認サービス
 - イ. 日常生活での困りごとや心配ごと
 - ロ. 介護保険サービスや地域のサービスについての情報提供
 - ハ. 食事や外出、ゴミ収集の機会を利用して安否を確認いたします。ご入居者様の希望により住戸に伺い状況を確認いたします。
- (2) 緊急時の対応サービス
 - イ. 突発的な事故、体調の急変時には状態を確認し、救急車の要請、医療機関への連絡、ご家族への連絡など必要な対応をします。
 - ロ. 夜間共有部分の巡回
- (3) フロントサービス
 - イ. 不在時にフロントで宅配便預かり帰宅時渡し
 - ロ. 不在時に郵便物預かり帰宅時渡し
 - ハ. 不在時の来訪者の受付、不審者への対応
- (4) 健康相談サービス
 - イ. 健康に関する相談（健康に関するアドバイスや必要に応じて医療機関についての情報提供など）

選択サービス（有料）

食事の提供や買い物代行、住戸の掃除、旅行時の住戸の換気、植物への水やりなどのサービスを有料で提供いたします。

- (1) 食事提供
- (2) 諸代行（買い物・送迎等・重要事項説明書別表 2. 選択サービス一覧表に定めています。）
- (3) 不在時のサービス（旅行等の不在時に、住戸の換気・植物への水やり等を行います）
- (4) 理美容
- (5) その他（併設の特別養護老人ホーム豊かな里と合同で行事やクラブ活動を実施しています）